

『原材料仕入先や輸出商社などと組むことで、課題を克服し、輸出拡大に取り組みたい』

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち 水産物輸出拡大連携推進事業

生産・加工・流通・輸出等の水産バリューチェーン関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流を構築しようとする取組に対して支援します。

対象となる方

①から③までの各段階に所属する民間団体等の参加は必須とし、①から⑤までで構成される水産物輸出拡大連携協議会

- ①生産段階: 漁業者、養殖業者又はこれらの者が構成する団体
 - ②加工・流通段階: 水産加工、卸売、物流等の業を営む事業者又はこれらの者が構成する団体
 - ③輸出段階: 我が国から海外への水産物の輸出の業を営む事業者又はこれらの者が構成する団体
 - ④行政・試験研究機関
 - ⑤その他の民間団体等
- ※ただし、日本国内に所在する民間団体等のみに限ります。

支援内容

(1)輸出バリューチェーン改善検討事業(補助率:定額)

輸出拡大連携協議会の運営や事業計画の深化及びシステム・新技術等の検討・調査等に要する経費を支援します。

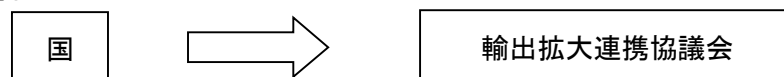
(2)輸出バリューチェーン改善システム等導入事業(補助率:1/2以内)

電子システムの開発・導入、水産物の加工や集出荷、貯蔵、販売等のための機器・資材の購入等に要する経費を支援します。

(3)輸出バリューチェーン改善実証事業(補助率:1/2以内)

新製品の試験製造・輸出、電子システムの運用等、協議会が行う取組の効果・持続可能性を実証するために必要な経費等を支援します。

■ 事業の流れ



補助率: 定額、1/2以内

ご利用方法

水産庁が実施する公募に対して課題提案書を提出して応募する必要があります。
ご不明の点については下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【 お問い合わせ先 】

水産庁 漁政部 加工流通課 指導班

電話: 03-3591-5612